

### ○有毒・有害魚介類の取扱いについて

〔平成十五年三月二十六日 一四健安食第二〇三六号  
各都保健所長・食品指導センター所長・市場衛生検査  
所長宛 健康局食品医薬品安全部長通知〕

シガテラ毒魚等、ふぐ以外の有毒・有害魚介類の取扱いについては、昭和四十四年十月八日付衛生局長通知「バラムツ等特殊な魚介類の取扱いについて」等により実施してきたところであるが、今般、旧通知内容を再検討し整理統合したので、今後は左記により監視指導するよう願います。

記

#### 1 アオブダイ

平成九年十月七日付衛乳第二八一号「アオブダイの取扱いについて」生活衛生局乳肉衛生課長通知に基づき、関係業者に対し販売の自粛を指導すること。

#### 2 ホシゴマシズ、ゴマシズ等

平成十一年十二月二十二日付衛乳第二四〇号「ホシゴマシズ、ゴマシズ等の取扱いについて」生活衛生局乳肉衛生課長通知に基づき、関係業者に対し販売の自粛を指導すること。

#### 3 ナガズカ（ワラズカ）

卵巣に有毒成分（テイノグネリン）を含み、過去に事故例がある

有毒・有害魚介類の取扱いについて

ことから、卵巣は食用にしないよう指導すること。また、近縁種であるタウエガジについても同様に取り扱いのこと。

#### 4 ヒメエゾボラ等

ヒメエゾボラ、エゾボラモドキ等、通称「ツブ」と呼ばれている貝類の唾液腺は有毒成分（テトラミン）を含み、食中毒事故の事例があることから、本貝類の喫食に際しては唾液腺を除去するよう指導すること。

#### 5 食品衛生法第四条第二号に該当する魚介類

食品衛生法第四条第二号に該当するオニカマス（別名・毒カマス）、バラムツ、アブラソコムツ、イシナギの肝臓、貝類（可食部1g当たりの毒量が、麻痺性貝毒にあつては4mg、下痢性貝毒にあつては0.05mgを超えるもの）が、食用として流通することのないよう監視指導すること。

#### 6 旧通知の廃止

次の通知は廃止する。

##### (1) 「毒かますについて」

昭和二十八年四月二十一日付衛公獣発第二四一号公衆衛生部長

通知

##### (2) 「イシナギの肝臓の取扱いに関する食品衛生法第四条の解釈について」

昭和三十五年六月二十九日付衛公獣発第四五二号公衆衛生部長

通知

##### (3) 「バラムツ等特殊な魚介類の取扱いについて」

有毒・有害魚介類の取扱いについて

四二三八

昭和四十四年十月八日付衛公乳発第二四六号衛生局長通知

(4) 「バラムツの取扱いについて」

昭和四十五年九月二十一日付衛公乳収第三、〇九四号公衆衛生

部長通知

(5) 「ヒメエゾボラ等の取扱いについて」

昭和五十二年七月十五日付衛環乳第二〇八号環境衛生部長通知

(6) 「アブラソコムツの取扱いについて」

昭和五十六年一月十七日付衛環獣第四一四号環境衛生部長通知

(7) 「アオブダイの取扱いについて」

平成九年十月十四日付衛生獣第八八三号生活環境部長通知

(8) 「ホシゴマシズ、ゴマシズ等の取扱いについて」

平成十一年十二月二十七日付衛生獣第一、二〇〇号生活環境部

長通知

参考（関係通知一覧）

〔国の通知〕

1 「毒かますについて」

昭和二十八年六月二十二日付衛環発第二〇号厚生省環境衛生部

長通知

2 「イシナギの肝臓の取扱いに関する食品衛生法第四条の解釈について」

昭和三十五年八月九日付公環発第二五号（疑義照会回答）

3 「バラムツの取扱いについて」

昭和四十五年九月四日付環乳第八三号（疑義照会回答）

4 「アブラソコムツの取扱いについて」

昭和五十六年一月十日付環乳第一号（疑義照会回答）

5 「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」

昭和五十五年七月一日付環乳第二九号厚生省環境衛生局長通知

6 「アオブダイの取扱いについて」

平成九年十月七日付衛環乳第二八一号厚生省生活衛生局乳肉衛生

課長通知

7 「ホシゴマシズ、ゴマシズ等の取扱いについて」

平成十一年十二月二十二日付衛環乳第二四〇号厚生省生活衛生局

乳肉衛生課長通知

〔都の通知〕

1 「アブラソコムツ及びバラムツの取扱いについて」

昭和五十八年八月十五日付衛環獣第二三〇号衛生局環境衛生部

長通知

2 「アブラソコムツの取扱いの徹底について」

平成三年七月十七日付衛生食第二四一号衛生局生活環境部長通

知